



## ブラックバイトにご用心

なるほごーさが法律相談

### 辞めるなら罰金？

### ブラックバイトにご用心

Q 息子がアルバイト先で「リーダー」になったのですが、シフトの穴を埋めるために毎日出勤したり、自分以外のミスについてもリーダーである息子に責任があると店長から言われているようです。息子はアルバイトを辞めたいと言っていますが、店長からは「今辞めるなら罰金を払ってもらおう」と言われています。このような会社に法律上の問題点はないのでしょうか。

A 息子さんのアルバイト先は、いわゆる「ブラックバイト」の疑いがあります。

ブラックバイトとは、過酷な労働等で従業員を使いつぶすブラック企業のアルバイト版で、最近ブラック企業と並んで社会的な問題になっています。アルバイトの学生が数カ月無休で働かされ、従業員から暴力も振るわれていた事例もあります。

ブラックバイトの特徴は、(1)法令違反の疑いがある、(2)勤務を断れないなど労働環境が悪

い、(3)バイトに求める仕事(責任)が正社員並み、といわれています。

体を壊す前に辞めてほかのバイトを探すことが一番です。退職する場合には会社にあらかじめ届け出る必要はありますが、会社の許可は必要ありません。また「辞めるなら賠償金を払え」と言われている

とも会社に罰金や賠償金を払う必要はありません。

労働基準法では原則として連続した7日間のうち1日の休みを付与する必要がありますので、休みの日に出勤を強制

することは違法です。

バイト代の未払いや割増賃金の未払いがある場合、働いた時間を正確に記録しておくことが重要です。記録の方法としてはメールのタイムスタンプ機能を利用するなど、いろいろな方法があります。

おかしいな、と思った場合には早めに弁護士に相談された方がいいでしょう。

(弁護士 半田望・佐賀市)



### ◎記事から読み取ろう

○ブラックバイトの特徴をまとめよう。

- 
- 
- 

○退職するとき

- 会社に届ける必要は ( ある ない )
- 会社の許可は ( 必要 不要 )
- 会社に罰金や補償金を払う必要は ( ある ない )

○休みの日

- 出勤を強要 ( できる できない )

\*連続した7日間のうち1日の休みを付与する必要がある

佐賀県弁護士会・電話無料法律相談 電話0952(24)3411  
毎週火曜17時半～19時半、土曜13～15時半

(佐賀新聞 2018.8.28 付)

### 広げよう・深めよう

○労働基準法には、労働、休日、給与、雇用などについて、どのように規定されているかまとめよう。

◎自分の考えをまとめよう \*友だちと意見交換したり、家族と話し合ったりしよう。

○働くことの意味について考えをまとめよう。